

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 29(オ)860	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 31 年 10 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 29 年 7 月 20 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 10 卷 10 号 1239 頁		

判示事項	賃借権の譲渡に対し賃貸人のなす承諾の相手方
裁判要旨	賃借人のなした賃借権の譲渡に対する賃貸人の承諾は、かならずしも譲渡人に対してなすを要せず、譲受人に対してなすを妨げない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人阿部幸作、同米田実の上告理由について。 論旨第一点は、理由齟齬をいうが、結局原判決の事実認定を非難するに帰し、同第二点は、原判決は民法六一二条一項の解釈を誤つたものというが、賃借人のなした賃借権の譲渡に対する賃貸人の承諾は、必ずしも譲渡人に対してなすを要せ、譲受人に対してなすも差支なきものと解すべきであるから、これと反対の見解に立つ所論は採用し難い。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重 裁判官 谷村唯一郎 裁判官 池田克)

---

※参考：判例タイムズ 65 号 80 頁、ジュリスト 119 号 77 頁